

弁理士

本試験で思考停止を防止する
3つの方法
【宮口 聡 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 180259

MU18025

【今回言いたいことは、以下の3点】

1. **上から読んでいくのではなく、設問から読んでいくべき。**
∴本筋からずれないようにするためです。
2. **題意把握のための努力を惜しまない。**
→ビジュアル的理解にも努めるべき。
∴右脳と左脳を「50：50」の割合で稼働させ、直感的理解と論理的理解により、題意把握ミスを撲滅させることができる。
3. **端的な表現を駆使し、考える時間を稼ぐ。**
∴思考停止に陥っても、考える時間が増えれば、突破口を開くことができる。

【過去問】 [H29 特許法・実用新案法 問題 I]

日本国内に居住する甲は、平成28年5月1日に、日本国において発明イについての英語による外国語書面出願Aをした。その後、弁理士Zは、甲から、出願Aを基礎としてパリ条約による優先権を主張しつつ、出願Aの明細書に実施例を追加して、日本国を除くパリ条約の同盟国に発明イについての出願をする手続の依頼を受けた。そこで、Zは、これらの国へパリ条約による優先権の主張を伴った出願をするために、英文明細書の作成を進めていたところ、成29年4月28日に、甲から、出願Aの明細書にさらに別の実施例を追加して、日本国に、出願Aを基礎とする優先権の主張を伴う英語による出願Bをする手続の依頼を受けた。

以上を前提に、以下の各設問に、答えよ。

- 出願Bを特許協力条約に基づく国際出願とする場合において、以下の設問について、答えよ。
 - 特許協力条約に基づく国際出願において、出願Bの出願日が、国際出願日と認められるためにはどのような手続が必要か、根拠となる特許協力条約の規定に言及しつつ、説明せよ。
 - 平成29年6月1日に国際調査報告を受領した後、国際段階において、出願Bについて、補正をすることができる機会とその内容について、根拠となる特許協力条約の規定に言及しつつ、説明せよ。
 - 出願Bを日本国内に移行させるに際して行われる手続について説明するとともに、上記(2)における補正がされていた場合の手続について、その手続を行わなかった場合にどのようなになるかも含めて、説明せよ。
- 出願Bを外国語書面出願とした場合において、以下の設問について、答えよ。
 - 外国語書面出願の制度の概要及び趣旨について、説明せよ。
 - 出願Bの外国語書面には、発明イについて『X部材及びY部材からなる構造体』と記載され、『X部材』について『x1材料又はx2材料を用いる』と記載されていた。出願Bの外国語書面及び外国語要約書面についての日本語による翻訳文が作成された際に、『Y部材』が「z部材」と誤訳され、そのまま日本国特許庁に提出された。

このため、翻訳文の特許請求の範囲及び明細書には、発明イについて「X部材及びz部材からなる構造体」と記載されている。

その後、手続補正書により、「X部材」について、明細書の「x1材料又はx2材料を用いる」との記載が「x1材料、x2材料又はx3材料を用いる」との記載に補正された。

そして、出願Bが審査に付された場合、出願Bに対してどのような拒絶理由が通知され得るか、根拠となる規定の内容に言及しつつ、説明せよ。

なお、『』内の記載は実際には英語による表記であることを示し、また、本問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

【100点】

論点

以下の事項の理解を問う。

- 1 国際出願の出願手続、国際段階における補正、及び国内移行における手続
- 2 外国語書面出願の概要・趣旨
- 3 外国語書面出願の補正及び誤訳に関する拒絶理由

時系列

日本国内に居住する甲	ポイント
<p>H28. 5. 1 外国語書面出願A (イ) in 英語</p> <p>その後、弁理士乙は、Aの明細書に実施例を追加して、<u>日本を除く</u>パリ同盟国にイについての出願をする手続の依頼を受けた。</p> <p>H29. 4. 28</p> <p>別の実施例を追加して、日本国に、Aを基礎とする優主張を伴う<u>英語による出願B</u>をする手続の依頼を受けた。</p>	<p>「日本を除く」とあるので、設問1(3)と矛盾するようにも思えるが、これは受験生を混乱させるための出題者側のテクニックか？</p>
<p>1. 出願Bを国際出願とする場合</p> <p>設問(1) Bの出願日が国際出願日と認められるための手続</p> <p>設問(2) H29. 6. 1に国際調査報告受領後、国際段階において、Bについて、補正できる機会とその内容について、根拠となる特許協力条約の規定に言及しつつ、説明せよ。</p> <p>設問(3) Bを日本に移行させるに際して行われる手続&上記(2)における補正がされていた場合の手続について、その手続を行わなかった場合にどうなるかも含めて、説明せよ。</p>	<p>PCT11 条</p> <p>PCT19 条補正 PCT34 条補正</p> <p>書・手・翻 184-4②⑥&⑦ 184-8①&③</p>
<p>2. Bを外国語書面出願とした場合</p> <p>設問(1) 外国語書面出願制度の概要及び趣旨</p> <p>設問(2) 外書に記載された発明イ = 『X Yからなる構造体』 『X = x1 or x2』 翻訳文には、『Y部材』が「z部材」と誤訳されていた。 手続補正書にて、「X = x1 or x2」との記載が、「X = x1 or x2 or x3」との記載に補正された。 Bに対してどのような拒絶理由が通知され得るか。</p>	<p>青本 or 審査基準</p> <p>49VI</p> <p>17-2③ (49 I)</p>

守りの答案

設問1(1)について

1. 出願人が国際出願をする資格（PCT9条(1)）を有する者であること（PCT11条(1)（i））。
この点、甲は、日本国内に居住することから、本要件を満たす（同上）。
2. 国際出願が所定の言語で作成されていること（PCT11条(1)（ii））。
この点、Bは国際出願の言語たる英語によるため、本要件を満たす。
3. 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること（PCT11条(1)（iii））。
 - (1) 国際出願をする意思の表示（PCT11条(1)（iii）(a)）
出願Bを条約に従って処理すべき旨の申立てをすれば、本要件を満たす。
 - (2) 少なくとも一の締約国の指定（PCT11条(1)（iii）(b)）
みなし全指定（PCT規則4.9(a)（i））のため、特に指定国を記載する必要はない。
 - (3) 出願人の氏名又は名称の所定の表示（PCT11条(1)（iii）(c)）
甲の氏名を特定できる程度に明確に記載すれば、本要件を満たす。
 - (4) 明細書及び請求の範囲であると外見上認められる部分（PCT11条(1)（iii）(d)(e)）
明細書及び請求の範囲を添付して出願すれば、本要件を満たす。

設問1(2)について

国際調査報告を受領した後、国際段階において、出願Bについて行うことができる補正は、PCT19条補正である。先行技術との差異を明確にするために行うものである。

1. 機会
国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から2箇月の期間又は優先日から16箇月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に（PCT規則46.1）、1回に限り補正することができる（PCT19条(1)）。
2. 内容
国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について（PCT19条(1)）、出願時における国際出願の開示範囲内で行うことができる（同条(2)）。

設問1(3)について

1. 国内移行手続
国内書面提出期間内に、明細書等の翻訳文（184条の4第1項）及び国内書面の提出（184条の5第1項）、並びに手数料の納付（195条2項）が必要である。
2. 設問1(2)の補正がされていた場合の手続及びその手続を行わなかった場合の効果
当該補正後の請求範囲の翻訳文を所定期間内に提出する必要がある（184条の4第2項、6項）。提出すれば、19条補正後の請求の範囲の翻訳文が36条2項の特許請求の範囲とみなされる（184条の6第3項）。不提出の場合は、当該補正はされなかったものとみなされる（184条の4第7項）。

設問2(1)

1. 概要
外国語書面出願制度とは、日本語による願書に、外国語書面及び外国語要約書面を添付して特許庁長官に提出し得る制度をいう（36条の2）。
2. 趣旨
従来、外国人が日本に特許出願を行う場合、外国語による第一国出願に基づきパリ

優先権を主張し、願書に日本語に翻訳した明細書等を添付することにより行っていた。

しかし、①パリ優先期間満了直前に特許出願をする場合は、翻訳文作成期間が殆どなく、②当初明細書等に記載されていない事項を補正で追加できないため、外国語の記載内容をもとにその誤訳を訂正できないなど、発明の適切な保護が図れない場合があった。

そこで、上記問題を解決すべく、外国語書面出願制度（36条の2）を導入した。

設問2(2)について

1. 49条1号について

- (1) 出願Bの外国語書面の翻訳文にない「X部材についてx3材料を用いること」を追加する補正が、手続補正書（17条4項）により行われている。
- (2) よって、新規事項の追加（17条の2第3項かっこ書違反）である旨の拒絶理由（49条1号）が通知され得る（50条）。

2. 49条6号について

- (1) Bの外国語書面の翻訳文には、外国語書面にはない「z部材」が記載されている。
- (2) よって、原文新規事項である旨の拒絶理由（49条6号）が通知され得る（50条）。

以上

攻めの答案

設問(1)について

1. 前提

国際出願日の認定要件は、特許協力条約（以下「PCT」とする）11条に規定されている。

出願Bの出願日が、国際出願日と認められるためには、先ず、出願人が、受理官庁（PCT10条、PCT規則19.1(a)）に国際出願をする資格（PCT9条(1)）を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと（PCT11条(1)（i））が必要である。

この点、甲は日本国内に居住しており、本要件を満たす（同上、国願法4条1項1号）。さらに、以下の手続が必要である。

2. 出願Bの出願日が、国際出願日と認められるために必要な手続

(1) 国際出願が所定の言語で作成されていること（PCT11条(1)（ii））。

この点、Bは英語によるため（国願法4条1項3号）、本要件を満たす。

(2) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること（PCT11条(1)（iii））。

① 国際出願をする意思の表示（PCT11条(1)（iii）(a)）

出願Bを条約に従って処理すべき旨の申立て（国願法3条2項1号、4条1項2号）をすれば、本要件を満たす。

② 少なくとも一の締約国の指定（PCT11条(1)（iii）(b)）

願書の提出は国際出願日に条約に拘束される全ての締約国の指定を構成するため（PCT規則4.9(a)（i））、特に指定国を記載する必要はない（みなし全指定）。

③ 出願人の氏名又は名称の所定の表示（PCT11条(1)（iii）(c)）

出願人甲の氏名を特定できる程度に明確に記載すれば（国願法4条1項3号）、本要件を満たす。

④ 明細書であると外見上認められる部分（PCT11条(1)（iii）(d)）

⑤ 請求の範囲であると外見上認められる部分（PCT11条(1)（iii）(e)）

設問1(2)について

1. PCT19条補正について

出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することができる（PCT19条(1)、同規則46.1）。この補正は、国際出願の請求の範囲について、1回に限り認められる（PCT19条(1)）。

2. PCT34条補正について

出願人は、国際予備審査を請求した場合には、国際予備審査報告が作成される前に、所定の方法で及び所定の期間内に、補正をする権利を有する。この補正は、請求の範囲、明細書及び図面についてすることができる（PCT34条(2)(b)、規則66.1(b)、66.5、66.8）。

設問1(3)について

1. 国内移行手続について

出願Bは、英語でされた国際出願のため、外国語特許出願である。そのため、出願Bを日本国内に移行させるに際し、以下の手続が行われる。

優先日である平成28年5月1日から30月以内の国内書面提出期間（184条の4第1項）に、国内書面（184条の5第1項）、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面の中の説明、要約の日本語による翻訳文（184条の4第1項）を特許庁長官に提出す

る。なお、翻訳文の提出には、翻訳文提出特例期間がある（同項但書）。また、所定の手数料を納付する（195条2項別表）。

2. 設問1(2)の補正がされていた場合の方法及びその方法を行わなかった場合の効果

(1) PCT19条補正

当該補正後の請求範囲の翻訳文を国内書面提出期間内（国際出願日の翻訳文を提出している場合は、国内処理基準時の属する日まで）に提出する必要がある（184条の4第2項、6項）。提出すれば、19条補正後の請求の範囲の翻訳文が36条2項の特許請求の範囲とみなされる（184条の6第3項）。不提出の場合は、当該補正はされなかったものとみなされる（184条の4第7項）。

(2) PCT34条補正

当該補正書の日本語による翻訳文を国内処理基準時の属する日までに提出する必要がある（184条の8第1項）。当該補正後の翻訳文により、17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされ（184条の8第2項）、その補正は誤訳訂正書を提出してされたものとみなされる（同条4項）。不提出の場合は、当該補正はされなかったものとみなされる（同条3項本文）。

設問2(1)

1. 概要

外国語書面出願制度とは、日本語による願書に、①明細書に記載すべき事項を外国語で記載した書面、②必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したもの及び③要約書に記載すべき事項をその外国語で記載した書面を添付して提出し得る制度をいう（36条の2）。

2. 趣旨

従来、外国人が我が国に特許出願を行う場合は、通常、外国語による第一国出願に基づきパリ優先権を主張し、願書に日本語に翻訳した明細書等を添付することにより行っていた。

しかし、①パリ優先期間満了直前に特許出願をする場合は、翻訳文作成期間が殆どなく、②当初明細書等に記載されていない事項を補正で追加できないため、外国語の記載内容をもとにその誤訳を訂正できないなど、発明の適切な保護が図れない場合があった。

そこで、こうした問題点を解決するため、平成6年改正において、外国語書面出願制度（36条の2）を導入した。

設問2(2)について

1. 49条1号について

- (1) 外国語書面出願Bには、外国語書面の翻訳文にない「X部材についてx3材料を用いること」を追加する補正が、手続補正書（17条4項）により行われている。
- (2) よって、新規事項の追加（17条の2第3項かっこ書違反）である旨の拒絶理由（49条1号）が通知され得る（50条）。

2. 49条6号について

- (1) 出願Bの翻訳文には、外国語書面にない「z部材」が記載されている。
- (2) よって、原文新規事項である旨の拒絶理由（49条6号）が通知され得る（50条）。

以上

【過去問】 [H29 特許法・実用新案法 問題Ⅱ]

ガス機器メーカー**甲**は、平成24年4月にガス機器などに用いることが可能な安全装置に関する発明**イ**を完成したとして、平成24年5月に特許出願した。当該特許出願は、平成25年11月に出版公開され、平成26年1月に発明**イ**に係る特許権**P**が設定登録された。特許権**P**は、平成29年7月現在も存続している。

各設問はそれぞれ独立しているものとし、以上の事実及び各設問に記載の事実のみを前提として、以下の各設問に答えよ。

- (1) ガス供給会社**乙**は、独自にガス機器の開発を進めていたところ、出版公開された発明**イ**の存在を知り、平成25年12月から平成27年1月まで、自社の研究所で特許発明**イ**の実施品である安全装置**A**を製造し、その技術的効果を確認して機能を調査するためにのみ使用していた。**乙**は、その結果に基づいて、平成27年4月に、安全装置**A**を備えたガス機器**X**を完成させ、その後、ガス機器**X**を自社の事業に使用している。

乙の行為が、特許権**P**の侵害を構成するかどうか、論ぜよ。

- (2) ガス機器メーカー**丙**は、**甲**のライバル会社であり、平成29年7月現在、自己の特許権**Q**に係る自社の特許発明**ロ**の実施品であるガス機器**Y**を製造しようとしていたところ、特許発明**ロ**が特許発明**イ**を利用するものであることが分かり、特許権**P**について通常実施権の設定を受けることが必要となった。

甲は、平成29年7月現在まで、特許発明**イ**の実施を一切していないが、**甲**は**丙**に対し、自社の特許発明の実施を許諾しない方針である。

また、特許発明**イ**をガス機器に使用すると、ガス漏れが確実に防止され、ガス漏れによるガス中毒者やガス爆発による負傷者が著しく減少する。

この場合、**丙**が、特許権**P**について通常実施権の設定を受けるために、特許法上、利用できる制度について、説明せよ。

- (3) 発明**イ**は、**甲**とは無関係の個人発明家**丁**が発明して**甲**にのみ密かに売り込んだものであって、**甲**は、発明**イ**に係る特許出願を**丁**に無断でしていた。平成29年7月現在、ガス機器**Z**を製造しようとしていた**戊**は、この経緯を知り、ガス機器**Z**の製造には特許発明**イ**の実施が必要であったため、この経緯を理由に特許権**P**に係る特許を無効にしたいと考えた。

丁は、自ら当事者となって特許権**P**に係る特許を無効にする意思はない。

この場合、**戊**が、特許権**P**に係る特許を無効にするために、特許法上、とり得る対応について、説明せよ。

【100点】

論点

特許権に関する以下の事項についての理解を問う。

- 1 侵害の要件
- 2 試験又は研究のためにする特許発明の実施
- 3 裁定による通常実施権の設定
- 4 冒認の無効理由

時系列

設問(1)

ガス機器メーカー甲	ガス供給会社乙
H24. 4月 ガスの安全装置の発明イを完成	
H25. 5月 特許出願（イ）	
H25. 11月 出願公開	
	H25. 12月
H26. 1月 特許権Pの設定登録	↓ イの実施品Aを製造し、機能調査
	H27. 1月
	H27. 4月：安全装置Aを備えたガス機器Xを完成させ、自社の事業に使用。
H29. 7月 現在も存続	

設問(2)

ガス機器メーカー甲	ガス機器メーカー丙
H26. 1月 イに係る特許権Pを取得	(甲のライバル会社)
<ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 7月現在まで（3年以上）イを不実施。 ・ 丙に対し実施許諾しない方針 ・ イをガス機器に使用するとガス漏れが確実に防止され、<u>ガス漏れによるガス中毒者やガス爆発による負傷者が著しく減少する</u> 	自己の特許発明ロを実施しようとしたところ、 <u>イを利用することが判明した</u> 。 左の状況下、丙が特許権Pについて通常実施権の設定を受けるために、特許法上、利用できる制度について説明せよ。
	(Ans) 83条、92条、93条

設問(3)

ガス機器メーカー甲	個人発明家丁	ガス機器Zを使用したい戊
H26. 1月 イに係る特許権Pを取得 (丁に無断で出願→冒認出願 (123①VI))	イの発明者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許発明イの実施が必要 ・ 現時点で受ける権利なし
		Pに係る特許を無効にしたい
		(Ans) 33①、123②かっこ書

【過去問】 [H29 意匠法 問題]

【問題Ⅰ】

- (1) 意匠法上の物品について説明せよ。
- (2) 意匠法における画像の保護の範囲について、意匠が物品に係るものと規定されている観点から述べよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

甲は、意匠イを創作し、平成27年3月10日に意匠イについて意匠登録出願Aをし、平成27年6月1日に展示販売会に出品し、その後、受注活動を継続している。また、展示販売会での反響を参考にして、平成27年7月10日に、意匠イを改変した意匠ロを創作した。

平成27年8月30日に、意匠イ及びロに係る物品を製造するための製造設備を用意し、その後、意匠ロについて受注活動を開始した。そして、平成28年1月10日に意匠イ、意匠ロの双方に係る物品の販売を開始した。意匠ロは明らかに意匠イと類似するものであったので、甲は意匠ロについて意匠登録出願をしていない。

意匠登録出願Aは、公知意匠に類似するとの理由で拒絶査定となり、平成28年1月20日にこの査定は確定した。

乙は、平成27年7月20日に、自ら独自に創作した意匠ハについて意匠登録出願Bをし、平成27年12月1日に設定登録された。意匠ハは意匠イ、意匠ロの双方に類似するものであった。

乙は、平成28年2月1日に、甲に対し、甲による意匠イ及び意匠ロに係る物品の販売は、乙が保有する意匠ハに係る意匠権の侵害であるとの警告をした。

甲は、意匠イも意匠ロも自分が独自に創作したのに侵害だと言われる理由が解らずに、また、侵害への対応について弁理士に相談した。

甲から相談を受けた弁理士として、甲が侵害だと言われる理由を述べた上で、侵害警告への対応について、甲に説明すべき事項を列挙し、適用条文とその立法趣旨を含めて事案に即して述べよ。

なお、意匠法の適用関係に限り、権利行使の制限（意匠法第41条において準用する特許法第104条の3）には言及しないものとする。

【60点】

論点

【問題Ⅰ】

意匠法上の物品についての理解を問う。

意匠法が規定する画像を含む意匠の保護の理解を問う。

【問題Ⅱ】

意匠権が独占権であることの理解を問う。

意匠登録無効審判の請求、先使用による通常実施権の抗弁、先出願による通常実施権の抗弁の理解を問う。

時系列

【問題Ⅱ】

意匠イ、口を創作した甲	意匠ハを創作した乙
H27. 3. 10 意出A (イ)	
H27. 6. 1 展示販売会にイを出品	
その後、受注活動を継続	
H27. 7. 10 イを改変した口を創作 (イ≒口)	
	H27. 7. 20 意出B (ハ)
H27. 8. 30 イ口に係る物品の製造設備を用意	イ≒ハ≒口
その後、口について受注活動を開始	
	H27. 12. 1 設定登録
H28. 1. 10 イ、口に係る物品の販売を開始	
H28. 1. 20 A (イ) → 拒絶確定 (∵ 3①Ⅲ)	
	H28. 2. 1 警告 (イ口がハを侵害として)

【過去問】 [H29 商標法 問題]

【問題Ⅰ】

商標登録の異議申立制度と無効審判制度の異なる点について、説明せよ。
ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【35点】

【問題Ⅱ】

甲は、平成25年7月1日に「Wine」を指定商品とする商標「YAMANASHI」をX国において商標登録出願し、X国における当該商標登録出願に基づきパリ条約による優先権を主張して、「X国産ぶどう酒」を指定商品とする商標「YAMANASHI」につき、我が国において平成25年12月1日に商標登録出願Aを行った。一方、特許庁長官は、平成25年7月25日に、山梨県を産地とする「ぶどう酒」について、商標法第4条第1項第17号の規定により「山梨」を産地として指定した。

その後、甲は、商標「Grape」（商標法第5条第3項に規定される「標準文字」による表示態様のもの）につき、第31類「ぶどう」、第32類「グレープジュース」及び第33類「いちご酒」を指定商品とする商標登録出願Bを行ったが、審査官から拒絶理由通知を受けた。

結局、甲は商標登録を受けることなく、商標「Grape」を商標登録出願Bの商標と同じ表示態様で商品「ぶどう」に使用していた。甲の商品販売状況は小規模であったが、甲による当該使用は、乙が所有する商品「果実」を指定商品とする商標「Glape」に係る商標権を侵害するものであるとして、乙から商標権侵害訴訟が提起された。

以上の事実を踏まえ、以下の設問に答えよ。

ただし、商標「Grape」と商標「Glape」は類似するものとする。

- (1) 商標法第4条第1項第17号の規定を設けた趣旨を説明すると共に、同号の規定が甲の商標登録出願Aに対する拒絶理由になり得るか否か説明せよ。なお、優先権主張は有効なものとする。
- (2) 甲の商標登録出願Bに対する拒絶理由は、指定商品毎に一つずつ異なる内容のものであったとして、各拒絶理由の内容をそれぞれ説明せよ。
- (3) 甲は上記商標権侵害訴訟において、どのような抗弁をすべきか説明せよ。
- (4) 上記商標権侵害訴訟において、甲は乙が有する上記商標登録が商標法第8条第1項に係る無効理由を有していることを発見したが、すでにその商標権の設定の登録の日から5年を経過していた。この場合における甲の抗弁の可否につき論ぜよ。

なお、抗弁の可否を論ずるにあたり、問題の所在を述べた上で、抗弁を可とする場合と抗弁を否定する場合のそれぞれの理由に言及せよ。

【65点】

論点

【問題Ⅰ】

商標登録の異議申立制度及び無効審判制度についての理解を問う。

【問題Ⅱ】

- 1 商標法第4条第1項第17号についての理解をTRIPs協定との関係で問う。
- 2 商標法第4条3項についての理解をパリ条約に基づく優先権主張との関係で問う。
- 3 商標法第3条第1項各号についての理解を「その商品」との関係で問う。
- 4 商標権侵害の主張に対する抗弁についての理解を問う。

時系列

【問題Ⅱ】

甲	乙
H25. 7. 1 X国出願 (YAMANASHI、Wine) H25. 7. 25 (山梨、ぶどう酒) を長官が4①17に指定 ↓ パリ優先権を主張… 有効 ↓ H25. 12. 1 商出A (YAMANASHI、X国産ぶどう酒) 設問(1) …4①17がAに対する拒絶理由となり得るか？	
標準文字 (普通に用いられる方法で表示) ↓ 商出B (Grape、 <u>ぶどう</u> ・ <u>グレープ</u> ジュース・ <u>いちご</u> 酒) 設問(2) 拒理通を受けた (↑3①I、↑3①III、↑4①16)	
設問(3) <u>登録されることなく</u> 、(Grape、ぶどう) を使用…26①II ↑ 拒絶されたということか、登録されていないだけで係属はしているのか？	商標権 (Grape、果実) ←訴え提起
設問(4) この場合における甲の抗弁の可否につき論ぜよ。	乙の登録に8①違反あり。 しかし、5年以上経過。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU18025